

新長戸コミュニティセンター整備工事实施設設計業務委託の契約解除の概要

1. 委託契約概要

件名 令和4～5年度新長戸コミュニティセンター整備工事实施設設計業務委託

受注者 有限会社秋山建築設計事務所

履行期間 令和4年7月14日から令和5年6月30日まで

契約金額 20,845,000 円（前払金 6,200,000 円は、令和4年度に支払い済み）

委託内容

- ・新長戸コミュニティセンター新築工事实施設設計業務
- ・確認申請業務
- ・地質調査業務
- ・旧長戸小学校体育館改修工事实施設設計業務
- ・アスベスト含有調査業務

2. 契約解除

契約解除までの経緯

年月日	内容
令和5年3月27日(月)	(有)秋山建築設計事務所取締役及び代理人弁護士より、代表取締役の体調の問題により業務復帰のめどが立たない状態となったため、破産申立手続きに着手した旨の連絡あり。
令和5年4月11日(火)	代理人弁護士及び秋山建築設計事務所従業員が来庁し、経緯及び4月中には破産手続きを開始する予定であることの説明を受ける。
令和5年4月19日(水)	顧問弁護士と相談のうえ市内部で協議した結果、契約解除手続きを行うことで方針を決定し、契約解除通知書を発送した。

契約解除日 令和5年4月19日

解除理由 設計業務等委託契約約款第42条第1項第2号(※)に該当すると認められるため
※その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

3. 今後の予定

令和5年6月 令和5年第2回龍ヶ崎市議会定例会に実施設計業務委託費の補正予算(案)を提出

令和5年8月～令和6年3月 実施設計業務委託

令和6年9月～令和7年7月 新築工事(令和7年度中に供用開始)